

令和6年度 第1回新見市地域包括支援センター運営協議会 会議報告書

1. 開催日時 令和6年8月29日（木）13時30分から15時00分
2. 開催場所 新見市役所 南庁舎3階大会議室
3. 出席状況 出席者 吉田委員、木下委員、富谷委員、船越委員、小林尚之委員、
藤井委員、藤村委員、小林好文委員、矢田貝委員、大手委員
欠席者 なし
事務局 新見市地域包括支援センター 上田所長、安達主幹、川上主任、
東社会福祉士、梶並主事、美藤社会福祉士
高齢者支援課介護保険係 山田主幹
4. 協議事項 (1) 令和5年度新見市地域包括支援センターの運営状況
(2) 令和6年度新見市地域包括支援センター運営方針（案）
並びに事業計画（案）
(3) 認知症初期集中支援推進事業
(4) 地域密着型サービスについて
(5) その他
5. 議 事 以下の概要のとおり

【議事概要】

○新委員の紹介

一般社団法人新見医師会会長、岡山県介護支援専門員協会新見支部支部長、新見市老人クラブ連合会会長の交代により新たに委員を委嘱した。委嘱期間は前任委員の在任期間とした。協議会の会長を新見医師会会長が引き続き受けてくださった。

○会の成立について

出席委員は10名。要綱の規定により過半数に達している旨を報告した。

○会長あいさつ

吉田会長よりあいさつがなされる。

○協議事項

会 長： 協議事項（1）令和5年度新見市地域包括支援センターの運営状況について、事務局より説明を求める。

事務局： （資料1～14ページにより説明）

会 長： 以上の説明について質問や意見はないか。

委 員： 認定率が高い状況であるが、介護認定されている人の平均年齢はどのくらいか。

事務局： 手元に詳しい数字はないため、後日お答えする。

認定率の高い理由としては一定数の人は、認定を使わないが、サービスを利用した
と思った時に認定がないとすぐに利用ができないので認定をもっておく人が多い。

会 長： 他に質問や意見はあるか。ないようなら、協議事項（２）令和６年度新見市地域包括支援センター運営方針（案）並びに事業計画（案）について、事務局より説明を求める。

事務局： （資料１５～１８ページにより説明）

会 長： 質問や意見はないか。

委 員： 新見市では介護予防プランを委託という形で行っている。令和６年４月の介護報酬改定より指定を受ければ予防プランをとることができるようになった。ケアマネ協では指定を取ることを推奨されているが、新見市としては指定を取ることを勧めるなど方針はあるか。

事務局： 指定を取ることで、単価が上がるのはメリットだと思うが、給付管理について、総合事業関連は市の方を通しての支払いになってくるため、手間が生じてくる。やり方としてはまだ検討しないといけないところではある。

委 員： 新規の委託事業所について、岡山市の方の委託事業所があるのはなぜか。

事務局： 岡山に住んでいる方がいて、その方が新見市に住所をおいているため、岡山の委託がある。

委 員： 南の方の件数は多くなっているのか。

事務局： 特段多くなっているということではない。

委 員： 今年、西方地区で地域運営組織ができた。福祉課題等がでたときに、小地域ケア会議を活用していきたい。この会議は年に何回でも開催していいのか。

事務局： 小地域ケア会議は住民が主体的に実施するもので、必要に応じて回数をきめてもらえばいい。

委 員： 事業項目について、何に基づいて項目はきめているのか。

事務局： 介護保険法の地域支援事業に基づいている。それを細分化したものになっている。

委 員： 昨年法律で介護月間の介護の日というものが定められたが、新しい事業を事業項目にいれなくていいのか。

事務局： なかなか現状維持が精一杯であるが、検討していきたいと思う。

委 員： 小地域ケア会議の４地区で実施できなかったのはなぜか。

事務局： ４地区についてはずっとアプローチをしている。実施主体の母体がないことや、必要性がないと思われる地区があるが、それぞれが実施できるよう今後もアプローチは続けていく。

会 長： 質問や意見はないか。ないようなら、これで協議事項（２）を終了する。
つづいて、協議事項（３）認知症初期集中支援推進事業について、事務局より説明を求める。

事務局： （資料１９～２２ページにより説明）

会 長： 以上の説明に質問はあるか。

委 員： 新見市の若年性認知症は何人いるか。

事務局： 若年性の認知症は６５歳未満の方で、６５歳以上の認知症の人の話では、６５歳前から認知症の傾向があったと話されていた人もいた。数字としては把握していない。

委 員： 新規件数は４件で、延べ件数は６件。医療に繋ぐところが難しいという解釈でいい

か。

事務局： 初期集中支援チームでおよそ6か月の目安を決めて支援をしているが、継続的な医療が受けられない、介護に繋がらない等の理由より、長期化するケースが多くなった。

委員： 新見市ではなく国の体制として、次の安定した生活を営めるようにつなぐところが大切だと気づかせてもらった。

会長： 他に質問や意見はあるか。ないようなら、これで協議事項（3）を終了する。

つづいて、協議事項（4）地域密着型サービスについて、事務局より説明を求める。

事務局： （資料23～27ページにより説明）

会長： 説明に対する質問はあるか。

委員： ユニット1件休止中とあるが、原則休止期間が半年までしかないと思う。ここは休止から再開はするのか。

事務局： 再開するかどうかは聞いていない。指定の時には聞くとするが係が違うため詳細についてはわからない。

会長： 他は質問や意見はないか。ないようであれば、その他全体を通して何か意見があるか。

委員： 介護サービスが減っていく。訪問が減っているが、頼めることを訪問に受けていただいているので今回の件数のように増加した。余力がないということや段々サービスが減っていつていくことを知ってもらって、市に任せっきりになるのではなくみんなで考えていかないといけない問題だと思う。

委員： 要支援の在宅や車椅子で生活している人で、選挙に行こうと思っても行けない人がいると思う。そのような人に対して介護での支援があるのか。

事務局： 移動投票所については今年度から大学等に選挙管理委員会が実施している。移動に困っている人は市内全域に居るため、免許証がない高齢者の方には高齢者支援課のタクシー助成券の制度があるのでそういうものを利用してもらえればと思う。

委員： 病院や施設に入っている人は選挙管理委員会から派遣されて投票をしていると思うが、隙間に落ち込んだ人たち（投票所に行くに行けない人）は支援が必要ではないかなと思う。

事務局： 担当へこのような意見があったことは伝えておく。

委員： 障害者の郵便投票はあるのか。

事務局： 郵便投票はあると思うが、詳細は選挙管理委員会へ問い合わせさせていただきたい。

委員： 老人ホームは在選投票事業所を開設しており、そこへショートステイの人や同一敷地内のケアハウス、そこは在宅なのでうちの特養では投票できないため、在宅投票所まで連れて行ってあげる。在宅でも寝たきりの人や身体障害者などは登録したら郵便投票ができるので、要介護度の人でも郵便投票ができる仕組みができたと思う。

○その他

なし

○閉会あいさつ

木下副会長よりあいさつがなされる。